平成30年1月から「移転費」の 支給対象者の要件が拡充されます!

「移転費」は、雇用保険の受給資格者の方が、職業に就くため、または公共職業訓練等を受講するために、住居所を変更する場合に支給されます。

「移転費」は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、移転料および着後手当の6種類あります。

平成29年12月31日までの支給対象者の要件

移転費の支給対象者は、次の①~⑤に該当する方です。

① 雇用保険の受給資格者等(※1)であること

(※1) 受給資格者等とは、基本手当に係る受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者及び日雇受給資格者をいいます。

- ② 待期または給付制限の期間が経過した 後に就職し、または公共職業訓練等を受け ることとなったこと
- ③ ハローワークが紹介した職業(※2)に就くため、またはハローワークの所長の指示した公共職業訓練等を受けるために、住居所を変更したこと

(※2) 雇用期間が1年未満である場合や、循環的に雇用されることが慣行となっている場合を除きます。

- ④ 就職先の事業所または訓練施設が、次のいずれかに該当するため、ハローワークが住居所の変更が必要であると認めたこと
- a. 通勤(所)時間が往復4時間以上である場合
- b. 交通機関の始(終)発の便が悪く、通勤(所)に著しい障害がある場合
- c. 就職先の事業所・訓練施設の特殊性や事業主の要求によって移転を余儀なくされる場合
- ⑤ 就職先の事業所、訓練施設その他の者から就職準備金その他移転に要する費用が支給されないこと、またはその支給額が移転費の額に満たないこと

改正後の支給対象者の要件

平成30年1月1日以降に就職または 公共職業訓練等の受講を開始する方に ついて、適用されます。

改正点 a

給付制限の期間中(※3)に就 職し、または公共職業訓練等を 受けることとなった方も支給対 象となります。

(※3) 離職理由によって課せられる3 か月間の給付制限の期間に限ります。

改正点 b

八ローワーク以外に、特定地方 公共団体または職業紹介事業者 (※4)の紹介した職業(※2) に就くため、住居所を変更した 方も支給対象となります。

(※4) 職業安定法第4条第8項に規定 する特定地方公共団体または職業安定 法第18条の2に規定する職業紹介事業 者をいいます。

なお、事業停止命令や業務改善命令を受けている職業紹介事業者から紹介を受けた場合は、移転費の支給対象とはなりません。(処分の状況については、「人材サービス総合サイト」

(https://www.jinzai-sougou.go.jp/)

により確認できます。)

